

知財アレルギーへの レクイエム


the requiem for people with an allergy to intellectual property




Lesson29：税関における
水際取り締まり制度(3)


中川 淨宗


10. 通関解放制度の概要


 知的財産の「永遠の吟遊詩人 (!)」こと弁理士の中川淨宗です。新年はやはり清々しいですね。

今回は「税関」における「知的財産侵害物品(偽物)」の「水際取り締まり」について、税関が知的財産侵害物品であるか否かを認定する「認定手続」(関69条の12)を中心にお話しました。


 前回の話では、イヤホンαを提供するX社は「イヤホン」の登録商標「patecopi」の商標権者であり、「PATECOPI」なる商標を付けた偽物のイヤホンβをY社が輸入しようとしていたのですな、**知明さん**。

 X社からの輸入差止申立てや職権で、知的財産の侵害が疑われる「**侵害疑義物品**」として、税関がイヤホンβを発見した際に行われるのが認定手続でしたね、**法雄さん**。

 さて、イヤホンβについて認定手続が開始されると、それが侵害物品であるか否かが確定していないにもかかわらず、Y社は手続が終わるまでそれを輸入できません。


 それじゃあ、認定手続に特に時間がかかると、Y社が不当な不利益を被るおそれがありますな。


前回の話では、税関がX社に金銭を「供託」させることでY社が被るおそれのある損害を補填させる制度がありましたが、逆にY社から担保などを提供して認定手続を取りやめるように求める制度はあるのでしょうか？


 今回もずいぶんさえています。が、本当に法雄さんですか？

それではまず「**通関解放**」について説明しましょう(関69条の20)。


通関解放の対象になるのはすべての認定手続ではなく、特許権・実用新案権・意匠権・営業秘密に関する認定手続であり、商標権・著作権・回路配置利用権・育成者権に関する認定手続は対象ではありません。


 それでは、Y社によるイヤホンβの**通関解放**の求めは、X社の特許権の侵害が問題になっている場合はできるけれども、冒頭のように商標権の侵害が問題になっている場合はできないということですね。

 これは知的財産の国際条約であるTRIPS協定53条の規定上、通関解放制度を設けることが認められているのは、特許権などに関する認定手続に限られているためです。


 それと、商標権や著作権に関する認定手続は結論が出るまでに比較的時間がかからず、Y社が不利益を被るおそれは少ないでしょう。

これに対して、特許権などに関する認定手続は結論が出るまでに比較的時間を要するため、Y社が不利益を被るおそれが高いからこそ、通関解放制度が必要なのですな。


 また、Y社による通関解放の求めはX社による輸入差止申立てに基づく認定手続において可能ですが、税関が職権で開始した認定手続ではできない点にも注意が必要です。

 それでは図⑨に基づいて通関解放の流れを説明しましょう。


Y社は税関から認定手続の開始を通知されてから原則として10執務日を経過すると、認定手続を取りやめるように請求することができます。


 そうすると、税関はY社に対して10日以内に「通関解放金」を当該税関の最寄りの供託所に供託するように命じます。あわせて、税関はY社から通関解放の求めがあったことをX社に通知します。


通関解放金の金額はどれぐらいなのでしょう？ 私の小遣いで足りれば、Y社に貸してもいいのですが。


 具体的には①イヤホンβに用いられている特許権などのライセンス料に相当する金額、②Y社がイヤホンβの販売により得られると見込まれる利益額のいずれかとされています。

①は過去の判例や類似の事例などに基づいて算定され、②はイヤホンβに係る輸入申告の課税価格の20%を目安に算定されます。


 Y社が通関解放金を供託すると、税関は認定手続きを取りやめ、イヤホンβの輸入が許可されることになります。もしY社が通関解放金を供託しない場合は、当然ながら認定手続きは続行されるわけですね。

 ここで注意しなければならないのは、税関がイヤホンβの輸入を許可したからといって、X社の特許権を侵害する物品でないことが確定したわけではないという点です。


 ということは、X社がイヤホンβについて自社の特許権を侵害する物品であると考えるなら、Y社に差止請求や損害賠償請求を行うべく、民事訴訟を提起できるのですね。

 この訴訟でX社の損害賠償請求が認められれば、先ほどY社が供託した通関解放金から弁済を受けることもできます。


だから、税関がイヤホンβの認定手続きを取りやめた場合は、X社にそのことを通知するわけですね。Y社に民事訴訟を提起する機会であることをX社へ知らせる趣旨でもあるのです。

 一方、X社がこの通知を受けてから30日以内にY社への民事訴訟を提起しなかった場合、供託させておく必要はなくなったものとして、Y社は通関解放金を取り戻せます。


11. 意見照会制度の概要


 ところで先生、特許法などは特許庁が、不正競争防止法は経済産業省が、そして種苗法は農林水産省がそれぞれ所管しています。

したがって、認定手続きに際しても、知的財産を専門に扱っている関係官庁の意見が得られれば、税関はより正確な判断をすることができますな。

 そこで関税法は「意見照会」の制度を設けているのです。

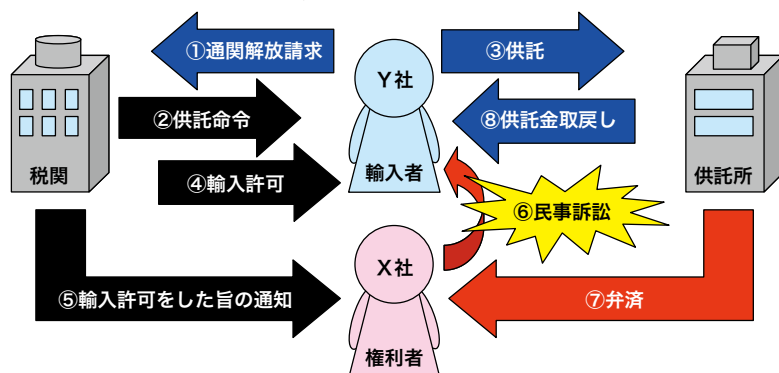
まず、イヤホンβについてX社の特許権・実用新案権・意匠権に関する認定手続きが開始された場合、X社またはY社はイヤホンβがこれらの権利の効力が及ぶ範囲に含まれるか否かについて「特許庁長官」（特許庁）へ意見を聴くよう税関長（税関）に求めることができます（関69条の17）。


 同様に、イヤホンβについてX社の営業秘密に関する認定手続きが開始された場合、両社はそれが営業秘密を不正に使用することで作られた物品か否かについて「経済産業大臣」（経済産業省）へ意見を聴くよう税関に求めることができます。


 Y社による特許権侵害貨物の輸入を例に、図⑩に基づいて意見照会の流れを説明しましょう。


まず、X社またはY社は税関から認定手続き開始の通知を受けてから原則として10執務日以内に、特許庁へ意見照会をするよう税関に求めます。

図⑩：通関解放制度の概要





 この際、X社はイヤホンβが特許権の侵害物品であることを明らかにする資料を、Y社は侵害物品でないことを明らかにする資料をそれぞれ税関に提出するわけですな。


 ちなみに両社から意見照会の求めがなくても、税関が必要であると認める場合には特許庁に意見照会をすることも可能ですよね。


 一方、X社やY社から求めがあれば、必ず意見照会が行われるというわけでもありません。


例えば、Y社がイヤホンβを廃棄するなどの自発的処理を行っており、それが輸入されないことが確実であれば、意見照会を行う必要はありませんよね。その場合は両社に意見照会を行わなかった旨を通知して終了します。


 税関が特許庁へ意見照会を行う際は、そのための資料を作成し、両社の意見を求めます。そして税関は両社の意見を踏まえ、意見照会を行うとともに、両社に意見照会を行った旨を通知するのですな。


 ここで、特許庁が意見を述べる前に、税関は意見照会の求めを行った当事者に不利な認定を行うことはできない点に注意してください。

 つまり、X社からの求めに応じて意見照会を行った場合、特許庁が意見を述べる前に、X社にとって不利な認定—イヤホンβが侵害物品に該当しない旨の認定—をすることはできないのですな。


 逆に言うと、特許庁が意見を述べる前でも、X社にとって有利な認定—イヤホンβが侵害物品に該当する旨の認定—は行ってもよいわけですね。この場合、特許庁が意見を述べる必要は当然なくなります。


 特許庁は税関から意見を求められてから30日以内に書面で意見を述べますが、具体的には3人の審判官が担当します。税関は特許庁の回答を両社に通知してさらに意見を求め、両社が提出した意見や証拠および特許庁の意見をもとにイヤホンβが侵害物品であるか否かを認定するのです。

 先生、イヤホンβがX社の特許権の効力範囲に含まれるという特許庁の意見が得られれば、イヤホンβの輸入は必ず禁止されるのでしょうか？

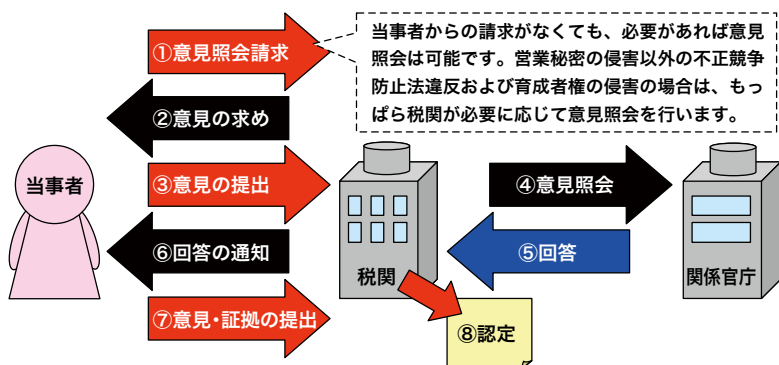
 税関は特許庁の意見を尊重して認定を行いますが、その意見と異なる判断をすることもあり得ます。


つまり、特許庁の意見はイヤホンβがX社の特許権の効力範囲に含まれるか否かについてですが、認定手続における侵害物品であるか否かの判断はX社による輸入の同意の有無といった事情も踏まえて行われます。よって、X社から同意が得られ、イヤホンβの輸入が許可されることもあるわけです。

 なるほど。さて、イヤホンβが周知商標「patecopi」に類似する「PATECOPI」を使用しているといった営業秘密の侵害以外の不正競争防止法違反に関する認定手続の場合も、税関は経済産業省に不正競争に該当する物品であるか否かの意見を求めることができます(関69条の18)。周知性の有無について当事者の主張が対立し、税関ではイヤホンβが侵害物品であるか否かの認定が難しいような場合ですな。

 育成者権に関する認定手続の場合も同様ですね。侵害疑義物品についてDNA鑑定を行っても、それが直ちに侵害物品か否かを認定できないような場合、税関は「農林水産大臣」(農林水産省)に意見を求めることができます。


図⑩：意見照会制度の概要





 これら2つは当事者からの求めによるのではなく、もっぱらその必要に応じて税関が行う点が特徴です。その点を除けば、手続きの流れは特許庁への意見照会とほぼ同じです。


なお、商標権・著作権・回路配置利用権に関する認定手続において税関が関係官庁に意見照会を行う制度は関税法上ありません。これらの認定手続で税関が第三者の意見を求める必要がある場合は、前々回説明した専門委員への意見照会を行います(関69条の19)。


12. 犯則調査とは

 最後に法律に違反することを「犯則」といいますが、故意による侵害物品の輸出入行為は、10年以下の懲役、1000万円以下の罰金、またはその両方といった刑罰の対象です(関108条の4・109条)。


 税関には関税法違反に基づく罰則を適用するための調査機関の役割があります。ですから、税関がY社によるイヤホンβの輸入といった関税法に違反する疑いがある行為を発見した場合、罰則を適用するための調査を行います。だからこの調査を「犯則調査」と呼ぶのですね。

 まず、任意で行われる調査として、税関はY社の社員に出頭を求め、質問したり、所持している物件を検査したり、提出された物件を預かることができます(関119条)。


 さらに、強制力を伴う調査として、税関は裁判所の令状に基づいてY社に立ち入り、イヤホンβの輸入に関する証拠を捜索し、差し押さえることもできます(関121条)。


 税関が犯則調査を行った結果、Y社によるイヤホンβの輸入が関税法に違反すると考えた場合、検察官への告発が行われます。


これ以後は刑事事件に移行することになり、刑事事件で有罪になれば、Y社には先ほどの刑罰が科されるとともに、イヤホンβも没収されることになります(関118条)。

 もっとも、税関がY社によるイヤホンβの輸入が関税法に違反するとの心証を得たからといって、必ず告発するわけではありません。

偽物の輸入による被害が比較的軽微であるといった事情から、犯則行為の情状が罰金刑に相当する場合は税関長の行政処分である「通告処分」を行うとされています(関146条)


 具体的には、罰金に相当する金額および没収に該当するイヤホンβを税関に納付するようY社へ通告するわけですな。

 逆に言うと被害が重大で犯則行為の情状が懲役刑に相当する場合や、Y社が通告から20日以内に罰金およびイヤホンβを税関に納付しない場合は、税関は検察官に告発することになります(関147条)。

 いずれにしてもイヤホンβの輸入は阻止されるのですね★


一方、犯則調査の結果、関税法違反の心証を得られなかった場合はY社にそれを通知し、証拠の差し押さえなどを解除することになります(関149条)。

13. おわりに


 3回にわたって説明した税関の水際規制は日本の知的財産制度にとって重要な防波堤となります。

しかし、それ以上に重要な防波堤は、安易に偽物を購入したり輸入しないという私たちの心掛けなのです。

さて、ほとんどボケませんでしたか？あなたは本当に法雄さんですか？

 フフフ。本物の法雄に替わって勉強させてもらっていたよ。

今回は今ごろ酒でも飲んで寝ている本物が参加するから安心したまえ。

 やっぱり偽者だったのね……。でも偽者のほうが話が進むので大歓迎です♥ 反対に知的財産を侵害する偽物が来るようだったら、本物の法雄さんとあわせて追い返しますよ！

中川 淨宗 (Kiyomune Nakagawa)

中川特許事務所 所長/弁理士

2006年に弁理士試験合格後、特許事務所を開業。知的財産の実務に携わりながら、専修大学および東海大学の講師も務める。先日、医薬品の「登録販売者」の資格を取得した。比較的副作用のリスクが低い第二・第三類医薬品の販売に携わる資格である。

〒231-0006 神奈川県横浜市中区南仲通3-35 横浜エクセレントⅢ TEL.045-651-0236
URL : <http://www.ipagent.jp/>
E-mail : customer@ipagent.jp